

春日井市開発審査会基準第18号 許可基準 新旧対照表

改正前	改正案
<p>市街化調整区域決定前から宅地であった土地（既存宅地）における開発行為又は建築行為</p> <p>市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であった土地における開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地において行われるものであること。</li> <li>2 予定建築物の用途は、次のいずれかに該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する目的で行う（以下「自己用」という。）開発行為又は建築行為にあつては、第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。</li> <li>(2) 自己用以外の開発行為又は建築行為（建売住宅・賃貸共同住宅等）にあつては、第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。</li> </ol> </li> <li>3 <b>開発区域の面積</b>は、5ヘクタール未満であること。</li> <li>4 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。</li> <li>5 一戸建住宅の一画地の最低敷地面積は、160平方メートルとすること。ただし、<b>開発区域の面積</b>が3,000平方メートル未満である場合又は<b>開発区域の面積</b>が3,000平方メートル以上で全体区画の2割を超えない区画については140平方メートルとすることができる。</li> </ol> <p>なお、この基準は、平成14年5月18日以前に既に建築物の敷地として区画し、分筆された土地については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 長屋建住宅又は共同住宅にあつては、駐車場がその敷地内において適切に配置及び駐車台数が設けられていること。</li> <li>7 建築行為にあつても、開発行為の審査にかかる技術基準を遵守されていること。</li> <li>8 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(次頁へ)</p>	<p>市街化調整区域決定前から宅地であった土地（既存宅地）における開発行為又は建築行為</p> <p>市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であった土地における開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地において行われるものであること。</li> <li>2 予定建築物の用途は、次のいずれかに該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する目的で行う（以下「自己用」という。）開発行為又は建築行為にあつては、第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。</li> <li>(2) 自己用以外の開発行為又は建築行為（建売住宅・賃貸共同住宅等）にあつては、第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。</li> </ol> </li> <li>3 <b>申請地の規模</b>は、5ヘクタール未満であること。</li> <li>4 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。</li> <li>5 一戸建住宅の一画地の最低敷地面積は、160平方メートルとすること。ただし、<b>申請地の規模</b>が3,000平方メートル未満である場合又は<b>開発区域の面積</b>が3,000平方メートル以上<b>の場合</b>で全体区画の2割を超えない区画については140平方メートルとすることができる。</li> </ol> <p>なお、この基準は、平成14年5月18日以前に既に建築物の敷地として区画し、分筆された土地については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 長屋建住宅又は共同住宅にあつては、駐車場がその敷地内において適切に配置及び駐車台数が設けられていること。</li> <li>7 建築行為にあつても、開発行為の審査にかかる技術基準を遵守されていること。</li> <li>8 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(次頁へ)</p>

改正前	改正案
<p data-bbox="825 331 982 363">付 記</p> <p data-bbox="311 420 1469 535">本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下（路地状部分を除く。）のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p> <p data-bbox="341 588 988 661">附 則（平成15年6月13日承認） この基準は、平成15年7月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="2012 331 2169 363">付 記</p> <p data-bbox="1498 420 2656 577">本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下（路地状部分を除く。）の場合又は、<u>予定建築物の用途が自己の居住の用に供する専用住宅の場合は、</u>開発審査会の議を経たものとみなす。市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p> <p data-bbox="1528 630 2169 703">附 則 この基準は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1528 714 2181 787">附 則（令和3年2月3日承認） <u>この基準は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>